

JR 券申込サービスに関する規約 新旧対照表

| 現行 | 改正後 | 備考欄 |
|--|---|-----|
| <p>(前略)</p> <p>第12条の2 (「えきねっとQチケ」サービス)</p> <p>1. 「えきねっとQチケ」サービスとは、本サービスにより乗車券類を購入のうえ、当社が「えきねっとチケットレスアプリ」(以下「本アプリ」といいます。)上で発行する乗車用QRコードを使用することで、サービス提供エリア(本条第5項に定義します。)内の当社線の列車に乗車することができるサービスです。</p> <p>2. 「えきねっとQチケ」サービスを利用するためには、事前に本アプリをスマートフォン等にダウンロードする必要があります。</p> <p>3. 「えきねっとQチケ」サービスによる乗車方法は、以下のいずれかの方法とします。</p> <p>(1) QRコード対応自動改札機設置駅での入場・出場 乗車用QRコードをQRコード対応自動改札機のQRリーダーにかざすことで改札を受けて駅に入場し又は駅から出場する方法 (ただし、QRコード対応自動改札機が設置されている改札口に限りです。)</p> <p>(2) QRコード対応自動改札機非設置駅での入場・出場 本アプリにおいて「セルフチェックイン」を行い、「セルフチェックアウト」が完了した画面を係員に呈示することで改札を受けて入場し、本アプリにおいて「セルフチェックアウト」を行い「セルフチェックアウト」が完了した画面を係員に呈示することで改札を受けて出場する方法(「セルフチェックイン」が利用できない駅及び同行者においては、乗車用QRコードを係員に呈示する方法)</p> <p>4. 「えきねっとQチケ」サービスの対象となる商品は、当社が別に定める乗車券類とします。</p> <p>5. 「えきねっとQチケ」サービスの取扱区間は、当社が別に定めるエリア(以下「サービス提供エリア」といいます。)内の駅相互間とします。</p> <p>6. 「えきねっとQチケ」サービスは、予約された会員本人に限り利用できます。ただし、会員本人及び会員本人と同一行程で旅</p> | <p>(前略)</p> <p>第12条の2 (「えきねっとQチケ」サービス)</p> <p>1. 「えきねっとQチケ」サービスとは、本サービスにより乗車券類を購入のうえ、当社が「えきねっとチケットレスアプリ」(以下「本アプリ」といいます。)上で発行する乗車用QRコードを使用することで、サービス提供エリア(本条第5項に定義します。)内の当社線の列車に乗車することができるサービスです。</p> <p>2. 「えきねっとQチケ」サービスを利用するためには、事前に本アプリをスマートフォン等にダウンロードする必要があります。</p> <p>3. 「えきねっとQチケ」サービスによる乗車方法は、以下のいずれかの方法とします。</p> <p>(1) QRコード対応自動改札機設置駅での入場・出場 乗車用QRコードをQRコード対応自動改札機のQRリーダーにかざすことで改札を受けて駅に入場し又は駅から出場する方法 (ただし、QRコード対応自動改札機が設置されている改札口に限りです。)</p> <p>(2) QRコード対応自動改札機非設置駅での入場・出場 本アプリにおいて「セルフチェックイン」を行い、「セルフチェックアウト」が完了した画面を係員に呈示することで改札を受けて入場し、本アプリにおいて「セルフチェックアウト」を行い、「セルフチェックアウト」が完了した画面を係員に呈示することで改札を受けて出場する方法(「セルフチェックイン」が利用できない駅及び同行者においては、乗車用QRコードを係員に呈示する方法)</p> <p>4. 「えきねっとQチケ」サービスの対象となる商品は、当社が別に定める乗車券類とします。</p> <p>5. 「えきねっとQチケ」サービスの取扱区間は、当社が別に定めるエリア(以下「サービス提供エリア」といいます。)内の駅相互間とします。</p> <p>6. 「えきねっとQチケ」サービスは、予約された会員本人に限り利用できます。ただし、会員本人及び会員本人と同一行程で旅</p> | |

| 現行 | 改正後 | 備考欄 |
|--|--|-----|
| <p>行する同行者が利用する場合に限り、複数人数分を予約することができます。この場合、会員本人は同行者へ乗車用 QR コードを電子メール又はファイル共有アプリ等により共有、もしくは印刷することにより配布する必要があります。</p> <p>7. 会員本人については、本アプリ上で乗車用 QR コードを表示して利用するものとします。なお、表示後、一定時間が経過した場合には、再表示が必要となることがあります。また、会員本人と同一行程で旅行する同行者については、印刷またはスマートフォン等上で画像として保存したものを表示する方法等（これらの方法に限られません。）で利用するものとします。</p> <p>8. 「えきねっと Q チケ」サービスと併用可能な乗車券類は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>9. 第4条第1項の定めにかかわらず、「えきねっと Q チケ」サービスによる乗車券類の購入申込みは、乗車しようとする列車の出発時刻4分前まで、会員の所持するスマートフォン等からの予約等操作に限り受け付けます。</p> <p>10. 会員本人及び同行者（以下、「会員等」という。）は、「えきねっと Q チケ」サービスを利用する際は、乗車用 QR コードの表示や印刷等により係員が「えきねっと Q チケ」サービスにより購入した乗車券類の内容を目視又は業務用端末による照会操作にて確認できるもの（以下「QR チケット情報」といいます。）を、旅行終了時まで携帯するものとします。なお、「えきねっと Q チケ」サービスでは、乗車券類の引き渡しを受けることはできません。</p> <p>11. 駅または列車内において、係員は、会員等に対し、いつでも QR チケット情報の呈示を求めることができるものとし、会員等は速やかにこれに応じるものとします。</p> <p>12. 会員等がスマートフォン等で QR チケット情報を表示するために必要となる通信費等は会員等が負担するものとします。スマートフォン等の故障・紛失又は電池切れ、アプリ起動不可、通信状態不良等の事由の如何を問わず、会員等が QR チケット情報を呈示できない場合は、当該 QR チケット情報を無効とし、旅客規則所定の普通旅客運賃・料金を収受することがあります。</p> <p>13. 「えきねっと Q チケ」サービスの提供時間、申込・発売期間は、当社が別に定めるところによります。</p> | <p>行する同行者が利用する場合に限り、複数人数分を予約することができます。この場合、会員本人は同行者へ乗車用 QR コードを電子メール又はファイル共有アプリ等により共有、もしくは印刷することにより配布する必要があります。</p> <p>7. 会員本人については、本アプリ上で乗車用 QR コードを表示して利用するものとします。なお、表示後、一定時間が経過した場合には、再表示が必要となることがあります。また、会員本人と同一行程で旅行する同行者については、印刷またはスマートフォン等上で画像として保存したものを表示する方法等（これらの方法に限られません。）で利用するものとします。</p> <p>8. 「えきねっと Q チケ」サービスと併用可能な乗車券類は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>9. 第4条第1項の定めにかかわらず、「えきねっと Q チケ」サービスによる乗車券類の購入申込みは、乗車しようとする列車の出発時刻4分前まで、会員の所持するスマートフォン等からの予約等操作に限り受け付けます。</p> <p>10. 会員本人及び同行者（以下、「会員等」という。）は、「えきねっと Q チケ」サービスを利用する際は、乗車用 QR コードの表示や印刷等により係員が「えきねっと Q チケ」サービスにより購入した乗車券類の内容を目視又は業務用端末による照会操作にて確認できるもの（以下「QR チケット情報」といいます。）を、旅行終了時まで携帯するものとします。なお、「えきねっと Q チケ」サービスでは、乗車券類の引き渡しを受けることはできません。</p> <p>11. 駅または列車内において、係員は、会員等に対し、いつでも QR チケット情報の呈示を求めることができるものとし、会員等は速やかにこれに応じるものとします。</p> <p>12. 会員等がスマートフォン等で QR チケット情報を表示するために必要となる通信費等は会員等が負担するものとします。スマートフォン等の故障・紛失又は電池切れ、アプリ起動不可、通信状態不良等の事由の如何を問わず、会員等が QR チケット情報を呈示できない場合は、当該 QR チケット情報を無効とし、旅客規則所定の普通旅客運賃・料金を収受することがあります。</p> <p>13. 「えきねっと Q チケ」サービスの提供時間、申込・発売期間は、当社が別に定めるところによります。</p> | |

| 現行 | 改正後 | 備考欄 |
|--|--|-----|
| <p>14. 「えきねっと Q チケ」サービスにより購入した乗車券類の情報については、本サービス内に記録される最新のデータが正当であり効力を有するものとします。会員等が呈示する QR チケット情報がそのデータと一致しない場合は本サービス内に記録されているデータを正当とします。また、本サービス内に記録されているデータが存在しない場合には、旅客規則所定の普通旅客運賃・料金を収受します。</p> <p>15. 会員等が QR チケット情報を偽造、複製又は改ざんその他不正乗車的手段として使用した場合は、当社は、会員等が「えきねっと Q チケ」サービスにより購入した乗車券類に係る運送等の契約を無効とし、旅客規則第 264 条、第 266 条及び第 267 条を準用し、旅客規則所定の普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を収受します。この場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員等による本サービスの利用を拒否し、又は本サービスにより購入した乗車券類に係る契約を将来に向かって取り消すことができるものとします。</p> <p>16. 在来線列車に限り、「えきねっと Q チケ」サービスにより乗車券を購入し、料金券（特別急行券・座席指定券等）を別途購入することで、当該料金券により指定された列車に乗車することが可能です（新幹線は特別急行券を別途購入しても、乗車できません。）。</p> <p>17. 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、「えきねっと Q チケ」サービスにより購入した乗車券類の変更は、未使用かつ有効期間内（指定券が含まれる予約の場合は、各指定券の列車の出発時刻まで）に、「えきねっと」上での会員の操作により取り扱います。ただし、乗車券の使用を開始した場合には、会員の操作による払戻しはできません。</p> <p>18. 「えきねっと Q チケ」サービスで購入した乗車券の途中下車の可否は、旅客規則第 156 条を準用等に定めるところによります。</p> <p>19. 「えきねっと Q チケ」サービスにより乗車券と新幹線の特別急行券を購入していた場合であって、乗車券部分のみ使用して当該の新幹線の特別急行券の購入区間で新幹線を利用せず並行する在来線を利用される場合には、並行する在来線がサービス提供エリア内である必要があります。</p> | <p>14. 「えきねっと Q チケ」サービスにより購入した乗車券類の情報については、本サービス内に記録される最新のデータが正当であり効力を有するものとします。会員等が呈示する QR チケット情報がそのデータと一致しない場合は本サービス内に記録されているデータを正当とします。また、本サービス内に記録されているデータが存在しない場合には、旅客規則所定の普通旅客運賃・料金を収受します。</p> <p>15. 会員等が QR チケット情報を偽造、複製又は改ざんその他不正乗車的手段として使用した場合は、当社は、会員等が「えきねっと Q チケ」サービスにより購入した乗車券類に係る運送等の契約を無効とし、旅客規則第 264 条、第 266 条及び第 267 条を準用し、旅客規則所定の普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を収受します。この場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員等による本サービスの利用を拒否し、又は本サービスにより購入した乗車券類に係る契約を将来に向かって取り消すことができるものとします。</p> <p>16. 在来線列車に限り、「えきねっと Q チケ」サービスにより乗車券を購入し、料金券（特別急行券・座席指定券等）を別途購入することで、当該料金券により指定された列車に乗車することが可能です（新幹線は特別急行券を別途購入しても、乗車できません。）。</p> <p>17. 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、「えきねっと Q チケ」サービスにより購入した乗車券類の変更は、未使用かつ有効期間内（指定券が含まれる予約の場合は、各指定券の列車の出発時刻まで）に、「えきねっと」上での会員の操作により取り扱います。ただし、乗車券の使用を開始した場合には、会員の操作による払戻しはできません。</p> <p>18. 「えきねっと Q チケ」サービスで購入した乗車券の途中下車の可否は、旅客規則第 156 条を準用等に定めるところによります。</p> <p>19. 「えきねっと Q チケ」サービスにより乗車券と新幹線の特別急行券を購入していた場合であって、乗車券部分のみ使用して当該の新幹線の特別急行券の購入区間で新幹線を利用せず並行する在来線を利用される場合には、並行する在来線がサービス提供エリア内である必要があります。</p> | |

| 現行 | 改正後 | 備考欄 |
|---|--|-----|
| <p>20. 複数人数で「えきねっとQチケ」サービスを利用する際は、同一行程で旅行する必要があります。</p> <p>21. 「えきねっとQチケ」サービスにより購入した乗車券類は、その発着区間内の駅で下車して出場した場合、前途区間は、無効となり払戻はできません。ただし、本条第18項に定める途中下車の適用がある乗車券については、再び列車に乗り継いで旅行する場合はなお有効とします。また、発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合も、不乗区間の払戻はできません。</p> <p>22. 「えきねっとQチケ」サービスにより購入した乗車券類の旅行開始後、乗車券の券面区間外の駅まで乗車（以下「乗り越し」といいます。）をされた場合には、乗車券部分については区間外の乗車に必要な運賃を別途収受します。特別急行券については、旅客規則等に定めるところにより取扱います。なお、サービス提供エリア外に乗り越しをされた場合には、乗車券類の種類にかかわらず、乗車券類の券面区間外に必要な運賃・料金を別途収受します。</p> <p>23. 前項において、下車駅がサービス提供エリア内であるときは、券面着駅から下車駅までの区間の乗車券（「買い足し券」といいます。）をあらかじめ本サービスにより購入することで、下車駅においてQRコード対応自動改札機が利用できます。なお、「買い足し券」は、下車駅が券面着駅から一定の距離を超えない範囲にある場合に限るほか、乗車券が使用中かつ使用されていない特別急行券が存在しない場合に限り購入できます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第21条（規約の発効） 本規約は、日本標準時間2010年3月13日より有効とします。 2011年7月1日一部改正、同日実施。 2015年2月1日一部改正、同日実施。 2015年3月14日一部改正、同日実施。</p> | <p>20. 複数人数で「えきねっとQチケ」サービスを利用する際は、同一行程で旅行する必要があります。</p> <p>21. 「えきねっとQチケ」サービスにより購入した乗車券類の券面区間外の駅から乗車する場合、その券面区間内の駅であって第3項各号に定める方法により入場する駅までの有効な乗車券類が別途必要となります。</p> <p>22. 「えきねっとQチケ」サービスにより購入した乗車券類は、その発着区間内の駅で下車して出場した場合、前途区間は、無効となり払戻はできません。ただし、本条第18項に定める途中下車の適用がある乗車券については、再び列車に乗り継いで旅行する場合はなお有効とします。また、発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合も、不乗区間の払戻はできません。</p> <p>23. 「えきねっとQチケ」サービスにより購入した乗車券類の旅行開始後、乗車券の券面区間外の駅まで乗車（以下「乗り越し」といいます。）をされた場合には、乗車券部分については区間外の乗車に必要な運賃を別途収受します。特別急行券については、旅客規則等に定めるところにより取扱います。なお、サービス提供エリア外に乗り越しをされた場合には、乗車券類の種類にかかわらず、乗車券類の券面区間外に必要な運賃・料金を別途収受します。</p> <p>24. 前項において、下車駅がサービス提供エリア内であるときは、券面着駅から下車駅までの区間の乗車券（「買い足し券」といいます。）をあらかじめ本サービスにより購入することで、下車駅においてQRコード対応自動改札機が利用できます。なお、「買い足し券」は、下車駅が券面着駅から一定の距離を超えない範囲にある場合に限るほか、乗車券が使用中かつ使用されていない特別急行券が存在しない場合に限り購入できます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第21条（規約の発効） 本規約は、日本標準時間2010年3月13日より有効とします。 2011年7月1日一部改正、同日実施。 2015年2月1日一部改正、同日実施。 2015年3月14日一部改正、同日実施。</p> | |

| 現行 | 改正後 | 備考欄 |
|--|---|-----|
| <p>2016年3月26日一部改正、同日実施。 2021年6月27日一部改正、同日実施。 2022年2月22日一部改正、同日実施。 2024年3月16日一部改正、同日実施。 2024年7月19日一部改正、同日実施。 2024年8月23日一部改正、同日実施。</p> | <p>2016年3月26日一部改正、同日実施。 2021年6月27日一部改正、同日実施。 2022年2月22日一部改正、同日実施。 2024年3月16日一部改正、同日実施。 2024年7月19日一部改正、同日実施。 2024年8月23日一部改正、同日実施。 2025年8月22日一部改正、同日実施。</p> | |